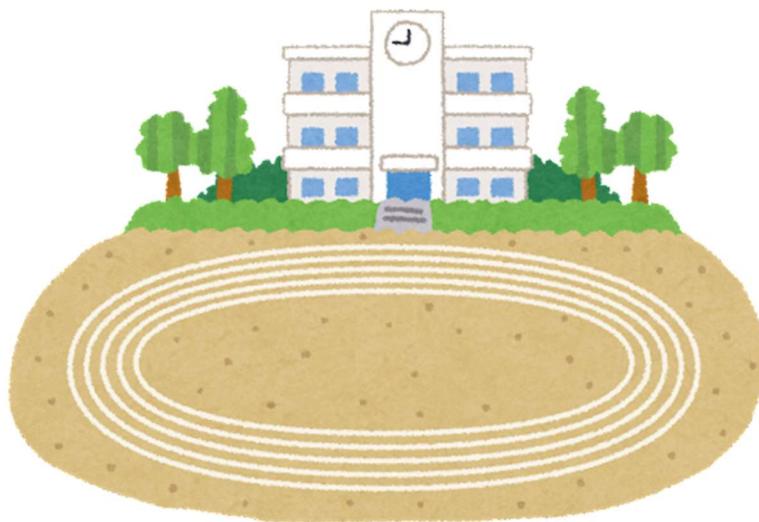


令和8年度

学校体育施設

スポーツ開放事業

ご利用のしおり



日進市教育委員会
(生涯学習部学び支援課)

目次

1	学校体育施設スポーツ開放について	3
	(1)開放実施校	3
	(2)開放日	3
	(3)利用時間および利用種目	3
	(4)施設使用料および照明使用料	4
	(5)利用の流れ	4
	(6)利用可能面数・備品一覧	5
2	団体登録について	5
	(1)登録条件	6
	(2)登録方法および受付期間	7
	(3)登録証	8
	(4)登録内容の変更および登録の廃止	8
	(5)中学校柔剣道場の利用を希望する場合	8
	(6)団体の複数登録	8
	(7)個人情報の取扱い	9
3	利用申込みについて	9
	(1)申込方法	9
	(2)空き状況の確認	9
	(3)抽選会	10
	(4)中学校柔剣道場の利用申込み	10
	(5)支払いおよび許可書の発行	11
	(6)利用当日の手続き	11
	(7)キャンセル	11
	(8)学校都合によるキャンセル	11
	(9)天候不順等による利用の制限	12
	(10)利用の振替および返金	12
4	利用上の注意事項	13
	(1)共通	13
	(2)グラウンド	14
	(3)体育館・柔剣道場	14
	(4)無断キャンセルおよびマナー違反	15
5	その他	15
	(1)災害時の対応について	15
	(2)緊急時の使用について	15
	(3)他団体との合同利用について	17
	(4)令和8年度 抽選会日程および会場について	18
	(5)よくあるご質問	188

1 学校体育施設スポーツ開放について

学校体育施設スポーツ開放事業（以下、「本事業」という。）は、地域と学校が連携し、「学校を核とした地域づくり」を進める一環として、学校教育又は開放施設の管理に支障のない範囲で、日進市立小・中学校の体育施設を地域住民のスポーツ活動の利用に供することを目的に実施しています。

(1)開放実施校

	開放実施校	開放施設
小学校	西・東・北・南・相野山・香久山・梨の木・赤池・竹の山	グラウンド、体育館
中学校	日進・日進西・日進東・日進北	グラウンド、体育館、柔剣道場、テニスコート（西中のみ）

(2)開放日

平日（夜間のみ）、土曜、日曜、祝日等

※開放日については、毎月変動します。開放可能日・時間については抽選会日の前開庁日にあいち共同利用型システムで公開します。

※お盆（8月13日～8月15日）及び年末年始（12月28日～1月4日）を除く。

※**学校の行事・工事等により利用できない日があります。**

※南小学校・香久山小学校・梨の木小学校・赤池小学校は、選挙で使用する等となった場合、急遽利用が来なくなる場合があります。

※中学校グラウンド開放は、部活動の大会で勝ち進んだ等、学校の都合により急遽利用をお断りする場合があります。

(3)利用時間および利用種目

施設	利用種目・時間	
グラウンド	利用種目	ソフトボール、軟式野球（★）、サッカー等 【南小学校】南側（道路側）に設置されているサッカーゴールは利用不可 【梨の木小学校】ソフトボール、軟式野球は安全確保のため不可
	時間	午前8時～正午、午後1時～午後5時 【西小学校】午前6時～午前8時も利用可（4月～11月） 【南小学校】午後7時～午後9時も利用可（照明あり） 昼間の利用は半面ずつでの貸し出しとなります。
体育館	利用種目	バレー、卓球、バドミントン、ドッジボール、バスケットボール、レクリエーションスポーツ、武道等 ※フットサルでのご利用は出来ません。

	時間	午前8時～正午、午後1時～午後5時、午後7時～午後9時
柔剣道場 (中学校のみ)	利用種目	武道、卓球、軽運動等
	時間	午前8時～正午、午後1時～午後5時、午後7時～午後9時
テニスコート (西中学校のみ)	利用種目	ソフトテニス ※硬式テニスのご利用は出来ません。
	時間	午前8時～正午、午後1時～午後5時 4面ありますが、1面ずつの貸し出しとなります。

※利用時間には、準備・片付け・清掃・グラウンド整備・着替え・ミーティング等を含みます。

※上記に記載のない種目に関してはご相談ください。

※貸し出しは2時間単位となります。(午前8時～午前10時、午前10時～正午、午後1時～午後3時、午後3時～午後5時、【夜間】午後7時～午後9時)

★軟式野球は、小学校は小学生以下を中心に構成された団体、中学校は中学生以下を中心に構成された団体に限ります。

(4)施設使用料および照明使用料

【グラウンド・テニスコート】

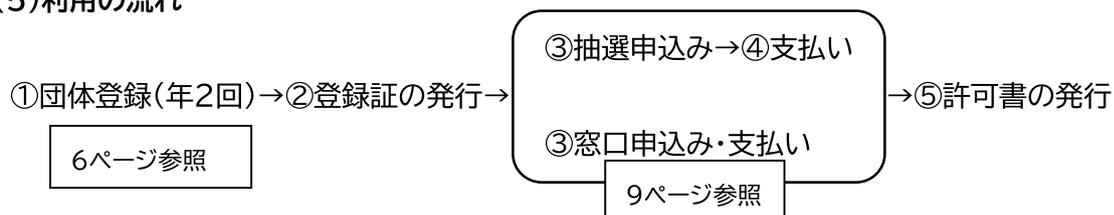
施設	施設使用料	照明料
小学校 グラウンド	1単位(2時間) 370円	南小学校のみ(コイン式) 1時間につき 全灯 2,220円 半灯 1,110円
中学校 グラウンド		-
テニスコート(1面)		-

【体育館・柔剣道場】

施設	使用料
小学校 体育館	1単位(2時間) 820円
中学校 体育館	1単位(2時間) 1,660円
柔剣道場	1単位(2時間) 750円

※南小学校グラウンドを夜間利用する場合は、事前に学び支援課窓口にて照明用コインを購入し、利用当日に現地の管理指導員にお渡しください。コインを忘れた場合は、照明の利用ができませんので、十分ご注意ください。

(5)利用の流れ



(6)利用可能面数・備品一覧

利用可能施設一覧

【体育館】

	バレー	バドミントン	バスケット	ソフトバレー	インディアカ	ドッジボール	卓球	更衣室	備考
西小学校	2(小) 1(大)	2	2(ミニ)	2	-	2	5	利用不可	
東小学校	2(小) 1(大)	3	2(ミニ)	3	3	2	4	利用可	
北小学校	2(小) 1(大)	3	2(ミニ) 1(フル)	3	-	2	6	-	
南小学校	2(小) 1(大)	3	2(ミニ)	3	-	2	4	-	
相野山小学校	2(小) 1(大)	3	2(ミニ) 1(フル)	3	-	2	7	利用不可	
香久山小学校	2(小) 1(大)	3	2(ミニ) 1(フル)	3	1	2	-	利用可	
梨の木小学校	2	3	2(ミニ) 1(フル)	3	-	2	4	利用可	シャワー室は利用不可
赤池小学校	2	3	2(ミニ) 1(フル)	3	-	2	3	利用可	
竹の山小学校 体育館(小)	2	3	2(ミニ)	3	-	2	4	-	
日進中学校	2	6	2(フル)	6	3	-	-	利用可	
日進西中学校	2	6	2(フル)	6	6	2	-	利用不可	
日進東中学校	2	6	2(フル)	6	-	-	-	利用不可	
日進北中学校 体育館(大)	2	6	2 1(フル)	6	-	-	4	-	

【柔剣道場】

	卓球	剣道
日進中学校	11	ラインあり
日進西中学校	10	ラインあり
日進東中学校	10	ラインあり
日進北中学校 体育館(大)	-	ラインあり

※数字は利用可能面数です。(備品の関係で、利用可能面数と実際に使用できる面数は異なる場合があります。)

※バレーボールの(小)は小さいコート、(大)はフルコートです。

2 団体登録について

本事業は、事前に登録された団体のみ利用できます。登録の受付は年2回です。

登録は原則、1団体につき、1登録となります。

(1)登録条件

以下の①から⑨の条件を**全て満たす**団体のみ登録することができます。なお、虚偽の申請が発覚した場合には、登録取り消しの対象となりますので、十分ご注意ください。

- ①地域で学校を支援することに賛同して頂ける団体であること。
- ②1団体につき、10名以上のメンバーで構成されていること。
- ③メンバーは市内在住・在勤・在学のいずれかに該当すること。
(ただし、メンバーの1割以内は市内在勤・在学でない市外在住者とすることが可)
- ④運営主体が日進市にあること。
- ⑤代表者・会計担当者が18歳以上の日進市在住者であること。
- ⑥法人、市外の個人事業主でないこと。
(法人が個人と偽り、個人名で団体登録することは不可とします。)
- ⑦団体登録時に団体の収支状況を提示できること。
(会費を徴収する場合、直近(申請月の前月から起算して)3ヵ月分の会費を管理する通帳等を確認します。)
- ⑧メンバー全員がスポーツ傷害保険に加入していること。
(市で保険の加入はいたしません)
- ⑨団体内に普通救命講習会修了者が1名以上いること
(複数登録団体は登録枚数分の人数以上)

※【普通救命講習についての問合せ先】 尾三消防本部日進消防署 (0561) 73-0119

【登録についての注意事項】

※市内在住・在勤・在学の方について、他の団体と重複登録しているメンバーは条件②の人数としてカウントしませんが、メンバー表には必ず記入してください。市内在勤・在学でない市外在住者の重複登録は認められません。

※本事業は登録された団体(メンバー)のみが利用出来るものです。登録のない方の参加(見学者は除く)は、虚偽申請として利用登録取り消しの対象になりますので十分ご注意ください。(利用状況については、適宜確認します。)

※体験入会の方が施設を利用される場合(見学のみの場合は除く)も必ずメンバーの追加申請をして、メンバー登録を行ったうえでご利用ください。また、利用時のチェックリストには体験入会の方も含めた人数を記載してください。

体験入会の方であっても住所・氏名等を確認させていただくことがありますので、必ず記録し、情報提示を求められた場合にはご協力ください。

※見学者、送迎者、保護者などの施設を利用しない方や、大人が対象の種目に小さなお子さんがメンバー登録されているなど、競技種目として編成のできない年齢の方はメンバー登録できません。

※市からの名簿確認の依頼や利用実態把握のための調査を実施することがあります。ご協力ください。

(2)登録方法および受付期間

①登録方法

所定の団体登録申請書にメンバー表を添付して、団体登録の申請をしてください。様式及び記載例は様式集のほか、ホームページにも掲載されています。

【新たに登録を希望する団体】

事前に本しおりを熟読の上、登録受付期間中に団体登録申請書を日進市電子申請・届出システムで申請もしくは学び支援課窓口へ提出してください。個別説明を希望する場合は、事前予約のうえ、学び支援課窓口までお越しください。

【すでに登録があり、令和8年度も継続を希望する団体】

下記、団体登録受付期間中に登録してください。

ただし、令和8年4月の利用を希望する団体（令和8年3月16日（月）の抽選会対象）は、3月の抽選会時までに登録が必要となるため、**令和8年2月24日（火）**までに登録申請書を日進市電子申請・届出システムで申請または学び支援課窓口にご提出ください。

複数登録されている団体については、前年度の利用状況をもとにカード上限枚数を算定しますので、状況によっては複数登録が解除されますのでご注意ください。

日進市電子申請システムアドレス

【1回目：令和8年2月9日（月）から令和8年3月31日（火）まで有効】

<https://ttzk.graffer.jp/city-nisshin/smart-apply/surveys-alias/523904618786319857100>

1回目：QRコード



【2回目：令和8年9月7日（月）から令和8年9月25日（金）まで有効】

<https://ttzk.graffer.jp/city-nisshin/smart-apply/surveys-alias/102988555466403415400>

2回目：QRコード



②登録受付期間

1回目 令和8年2月9日（月）から令和8年3月31日（火）

2回目 令和8年9月7日（月）から令和8年9月25日（金）

※上記期間以外の登録受付は行いませんので、必ず期間内に申請をお願いします。

(3)登録証

登録が完了した団体には、学校体育施設スポーツ開放登録証を発行します。

抽選会参加及び窓口申込み、施設の利用時には登録証の提示が必要になりますので、必ず携帯してください。登録の有効期限は、登録日から翌年の3月31日までとなっています。登録証を紛失した場合は、速やかに学び支援課まで申し出てください。

令和8年度の登録証は緑色です。前年度分等と間違いのないよう、携帯してください。

(4)登録内容の変更および登録の廃止

【登録内容の変更】

団体登録申請書の記載内容及びメンバーに変更が生じた場合、必ず変更が生じる利用日の2週間前までに学び支援課へ団体登録内容変更届を提出してください。(ただし、年齢は除く)。提出書類については以下を参照してください。

変更届の提出を怠った団体または虚偽の申請を行った団体については、利用登録を取り消します。登録を取り消された団体に登録があった方は、取り消しから1年以内は他の団体への登録(新規団体登録及び既存団体の登録変更)もできないこととなります。種目が違って登録はできません。

①記載内容の変更

団体登録内容変更届に変更する内容を記載して提出してください。

②メンバーの追加

追加したメンバーを記載したメンバー表を提出してください。

③メンバーの削除

削除するメンバーを記載したメンバー表を提出してください。

【登録の解除】

登録有効期間内に登録の解除を希望する場合、団体登録廃止届を提出してください。

廃止予定の団体のメンバーが新規団体に登録する場合は、団体登録開始届が受理されていないと新規団体の人数の算定に含みませんのでご注意ください。

(5)中学校柔剣道場の利用を希望する場合

中学校柔剣道場の利用を希望する団体は、団体登録申請書、メンバー表のほか、柔剣道場利用申請書を提出してください。

(6)団体の複数登録

登録は原則1団体につき1登録ですが、メンバーの人数があまりにも多く、1つの登録の利用では活動場所が限られる(例:メンバーが100名を超えるため、同一の場所で一斉に活動が出来ないため、分散して活動する必要がある)などの場合に限り、複数枚の登録証を発行します。登録証1枚につき普通救命講習会修了者が1名以上必要です。

登録の際にはメンバー数、参加率、1ヶ月の利用件数などを確認します。また、翌年度も継続して複数登録を希望する場合にも当該年度の利用状況を確認し、状況によっては複数登録を解除します。

なお、複数登録をしていて、柔剣道場の利用を希望する団体はご相談ください。

複数登録の要件など、詳細については学び支援課までお問合せください。

(7)個人情報の取扱い

利用者の皆様から提出される日進市学校体育施設スポーツ開放団体登録申請書、メンバー表等に記載された個人情報、個人情報の保護に関する法律及び関連法令、日進市個人情報保護条例等に基づき取扱うとともに、学校体育施設スポーツ開放事業に関する必要書類及び資料の作成、利用上必要な連絡及び利用状況の管理以外には使用しません。

3 利用申込みについて

(1)申込方法

毎月、翌月分の予約の申込みを受け付けます。申込みは、抽選会にて受け付けた後、窓口での申込みを受け付けます。

①抽選会での申込み

抽選会は毎月実施します。日程は16ページを確認してください。

②窓口での申込み

抽選会で申込みのなかった分について学び支援課の窓口にて先着順での申込みが出来ます。窓口での受付は、抽選日の翌日から25日までですが、25日が土・日・祝日の場合は前平日までとなります。期間外の申込みは出来ません。また、申込みの締め切り日は変更する場合があります。

【申込先】 日進市教育委員会生涯学習部学び支援課（市役所2階）

【時間】 午前9時から午後5時まで

(2)空き状況の確認

施設の空き状況をインターネットまたは学び支援課の窓口にある台帳からご確認いただけます。

① インターネットで確認する方法（抽選会日の前週末の開庁日から25日午後5時まで）

あいち共同利用型施設予約システムから、ログインせずに空き状況を確認できます。

アドレス <https://www.e-shisetsu.e-aichi.jp/web/>

② 学び支援課窓口で確認する方法（抽選日の翌日から窓口申込み受付終了まで）

学び支援課窓口にて台帳がありますので、開庁時間中は自由にご覧いただけます。



(3)抽選会

毎月、翌月分の予約の申込みについては、窓口での申し込みに先行して抽選にて受け付けます。

【抽選会の流れ】

- ①抽選に参加する団体は、午前 9 時 15 分までに抽選会場にて、受付を済ませてください。
受付で登録証を提示し、受付表（グラウンド・体育館別）を受け取り、記入してください。
※抽選会は 1 団体につき、グラウンド・体育館のどちらかのみ参加となります。複数登録の団体も、グラウンドと体育館に分かれて抽選に参加することはできません。
※複数登録の団体は、複数登録証 1 枚につき 1 名の参加となります。
- ②予約表をお渡しします。予約表には登録証に記載された 8 桁の数字・団体番号・団体名を記載してください。
- ③受付番号順にお呼びしますので、呼ばれた順に抽選棒を引いてください。抽選棒には予約を取れる順番が記載されています。
- ④**抽選棒の番号順**にお呼びします。スタッフに希望する日時・会場等をお伝えください。
スタッフが抽選番号をお呼びしますが、呼んでも返事がない場合はお帰りになったものとみなし、次の方をお呼びしますので聞き逃しにご注意ください。
※予約受付件数は 2 時間 1 単位ですが、半日（午前 8 時～正午又は午後 1 時～午後 5 時）までを 1 単位（件）と数え、一回につき 2 単位（件）まで申し込みすることができます。
3 単位（件）以上の申し込みを希望される場合は、2 巡目に参加してください。
- ⑤予約した日程等について、予約表の記載とカレンダーの記載が間違っていないか確認してください。
- ⑥参加者の予約申込みが 1 巡した後、再び抽選番号 1 番の方から 2 巡目の予約を受け付けます。（④、⑤、⑥の繰り返し）
- ⑦予約が完了した方は、予約表を提出してください。
キャンセルに伴う振替分がある場合は、対象の許可書兼領収書をあわせて提出してください。

【抽選会についての注意事項】

- ※抽選時に不正を行った団体は、退場していただきます。
- ※受付忘れの団体等があった場合、抽選会に参加できません。お忘れのないようご注意ください。
- ※予約が終了した団体は、会場にいるスタッフに学校開放予約表をお渡しください。（振替分がある場合は、対象の許可書兼領収書を同時にお渡しください。）
- ※より多くの団体に利用いただくため、必要以上の予約はしないようご協力ください。

(4)中学校柔剣道場の利用申込み

柔剣道場の利用を希望される団体は、事前に利用日程を決めていただく方法としますので、団体登録申請時に「柔剣道場利用申請書」を提出してください。

原則、事前に決定した日程で運用しますが、**年度途中で柔剣道場の利用を希望する団体が出てきた場合、再度調整をお願いすることがあります。**また、柔剣道場利用申請書を提出した団体はグラウンド・体育館の抽選会に参加できません。体育館等の利用希望がある場合は、抽選終了後に空きを確認して予約してください。

なお、柔剣道場の利用を希望する団体が急増するなど、現方式での利用申込みでは予約の確保が困難となった場合には、抽選方式へ変更することがあります。

(5) 支払いおよび許可書の発行

施設使用料・照明料の支払いは、抽選日の翌日から 25 日（25 日が土・日・祝日の場合は前平日）までに、学び支援課窓口で必ず済ませていただきますようお願いいたします。期間を過ぎた場合、申込みはキャンセルされたものとみなしますので、十分ご注意ください。また、支払い期限は変更となる場合がありますので、ご注意ください。

支払い後、利用許可書兼領収書を発行します。必ず当日に持参してください。利用許可書兼領収書の再発行は行いませんので、大切に保管してください。なお、インボイス対応の領収書が必要な場合は支払い時に窓口にてお申し付けください。

(6) 利用当日の手続き

施設の開錠は、各時間の **15 分前**を目途に行います。利用当日は利用許可書兼領収書を持参し、担当の管理指導員に提示してください。

その他、駐車場利用台数申告書、利用に関するチェックリストを記載し、使用前後の施設の状態を確認してください。チェックリストは、利用終了後に管理指導員に提出し、確認を受けてください。

(7) キャンセル

事情により、やむを得ずキャンセルや利用時間の変更をする場合は、利用日の前日（土・日・祝日等、市役所閉庁日の場合は、前平日）までの開庁時間内に、学び支援課（下記フォームまたは電話）へご連絡ください。

なお、利用開始予定時間後 1 時間利用がなく、報告もない場合、無断キャンセル扱いになります。

また、キャンセル分の照明料・使用料は翌年度末までの利用に対して振替対応が出来ます。詳細は（10）利用の振替を参照してください。

急遽、当日利用しなくなった場合は、利用予定時間前までに下記フォームより報告してください。



（キャンセル報告フォーム）

https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSeQt-2KtWm91BNU1GgjkWE27Z6xdg3sgNt7Eg7E2HA3GUYrqq/viewform?usp=sf_link

※キャンセルを推奨するものではありません。予約は必要分のみお取りいただくようご協力ください。

※無断キャンセルは振替できません。

(8) 学校都合によるキャンセル

学校行事や工事などで急遽、抽選会や窓口でご予約いただいた予定がご利用いただけなくなる場合がございます。学校行事をはじめとした教育活動が優先となります。

なお、キャンセルさせていただいた日程分につきましては、通常のキャンセルと同様の対応とさせていただきます。

(9)天候不順等による利用の制限

利用当日が雨・雪の場合、グラウンドは利用できません。なお、雨・雪後における利用については、利用後に現状復旧ができることが条件となります。

また、利用当日が大雨や積雪等によりメンバーの集合が困難であると判断された場合は、利用を中止してください。

上記の場合、当日の連絡は必要ありません。翌開庁日に学び支援課へご連絡ください。利用予定分については、通常のキャンセル分と同様の対応となります。

積雪もしくは大雪警報の発令等により、管理指導員が学校へ参集できない場合があります。

道路上に積雪がある場合や、大雪警報が発令されている際に、利用開始時刻を過ぎても管理指導員が学校へ到着していない場合は、利用を中止してください。その際の、利用予定分については振替対象となります。

そのほか、気温が高温のため熱中症になるおそれがある場合は、事前に天気予報等を確認の上、利用の中止を検討してください。中止する場合は、通常のキャンセルと同様に、前日（土・日・祝日等、市役所閉庁日に利用をキャンセルする場合は、前平日）までの開庁時間内にご連絡ください。

(10)利用の振替および返金

①利用の振替

所定のキャンセル手続きを行った場合や雨天や積雪等により利用できなかった場合は、支払い前の予約分へ振替ができます。振替対象は、当初の利用予定日の存する年度の翌年度内利用分です。（令和8年度の利用分は令和9年度の利用分まで振替が可能）**利用日前日までにキャンセルの手続きをしなかった場合および無断キャンセルは振替の対象になりません。**

南小学校グラウンドのナイター照明はコイン式のため、振替対象となりませんので、次の利用時にお使いください。

【振替の手順】

抽選会に参加される場合は、予約終了時に予約表と一緒に、キャンセルした前月利用分までの許可書兼領収書をご提出ください。申込み分から利用料金を振替いたします。

振替はキャンセルした利用日の翌月以降の支払い期間に手続きを行ってください。

○ 4月分→6月利用分（5月の支払い分）に振替

× 4月分→5月利用分（4月の支払い分）に振替

②利用料の返金

キャンセル分の使用料については、返金も可能です。

施設利用料等還付請求書と振替未対応のキャンセル分を含む許可書兼領収書を添付の上、**令和9年4月2日（金）まで（期限厳守）**に学び支援課へ提出してください。

期限を過ぎた場合は返金しかねますので、翌年度内までに振替をしてください。

振替や返金を行う場合は必ず許可書の原本が必要になります。

許可書の原本は無くさないように大切に保管してください。

紛失された場合は再発行できませんので、振替や返金の対応もできません。ご注意ください。

4 利用上の注意事項

各小中学校は、児童・生徒の学習の場です。学校運営に支障が生じるようなことは絶対にしないでください。なお、注意事項が守れない団体は注意・警告・取り消しの対象となりますので、十分ご注意ください。

(1) 共通

- ・**学校施設は教育活動を行うための場所です。**
そのため、学校行事や教育活動などの学校都合で急遽利用をお断りする場合があります。その際は、通常キャンセルと同様に振替対応をさせていただきますので、市の指示に速やかに従っていただきますようお願いいたします。
- ・**毎月抽選会前に送付する注意事項を、必ず団体に所属しているメンバーにも共有をして、利用するメンバー全員が利用上の注意点を把握したうえで活動してください。**
- ・利用するときは、担当の管理指導員の指示に従って利用してください。
- ・利用許可の権利を他人に転貸、譲渡しないでください。
- ・施設の開錠は、各時間の**15分前**を目途に行います。開錠されていない場合は、市役所宿直室（0561-73-7111）へご連絡ください。また、利用に際しては、利用時間を厳守し、**終了15分前を目処に片付けを始めてください。**準備、片付けを含めた時間が利用時間です。利用終了後、利用時間内に体育館はモップで、グラウンドはトンボ等で整備し、備品や設備も含め、元の状態に復旧させてからお帰りください。※各利用時間の15分後には門を施錠します。
- ・学校の敷地内は禁煙（加熱式たばこを含む）、火気厳禁です。
- ・利用許可以外の場所へ立ち入ったり、利用可能備品一覧に記載された備品以外の備品を使用したりしないでください。
- ・備品の準備・片付けは必ず責任者（18歳以上の方）の立ち合いの下、行ってください。非常に重い備品もあり、事故・破損につながりますので絶対に子どものみで行わないでください。
- ・器具の破損、事故等のあった場合、速やかに担当の**管理指導員へ、翌開庁日に学び支援課にも必ず連絡してください。**なお、万一施設を破損および備品を紛失した場合は、賠償の対象となりますので十分ご注意ください。
- ・施設の破損、その他学校に著しく迷惑をかける行為等があった場合には、書面により施設利用時の状況報告を求めることがあります。
- ・利用中の負傷、事故、盗難等について、市は一切の責任を負いません。十分注意するとともに、負傷等があった場合は速やかに担当の管理指導員に報告してください。貴重品等は各自で管理してください。
- ・**利用時に発見したゴミは、全て持ち帰ってください。**利用終了時は**利用施設内**や**駐車場**など学校開放で利用している場所を必ず確認してください。また、学校施設内にあるごみ箱はすべて使用禁止です。
- ・団体の備品は学校では保管できません。必ずお持ち帰りください。
- ・持ち物には名前（氏名、団体名など）を記入し、忘れ物をしないようご注意ください。
- ・忘れ物は学び支援課で保管します。保管期間は学び支援課へ届けられた日から3ヶ月間です。（3ヶ月経過後は処分します。）
- ・**忘れ物や、利用上の疑問点などのお問い合わせなどはすべて学び支援課へお問い合わせください。学校ではお問い合わせを受け付けておりませんので、直接連絡をしないでください。**
- ・駐車場の利用については、別冊「開放施設の施設図（駐車場の配置等）」をご確認ください。
- ・利用時間が生徒の下校時間に重なる場合は、車両の通行に十分注意してください。

- ・子どもだけの利用はできません。必ず責任者（18歳以上の方）の立ち合いの下、利用してください。また、利用時間前や利用終了後に子どもだけで待たせることも止めてください。
- ・学校施設の工事を施工する場合は、期間、注意事項等をお知らせします。工事の内容によっては、利用が出来なくなる場合もあります。
- ・学校の予定や設備の故障等により、急遽利用が出来なくなる場合があります。
- ・グラウンドの遊具や体育館のピアノなど、学校体育施設スポーツ開放事業目的以外の設備は使用できません。**団体の代表者（代表者が不在の場合は利用時の責任者）が責任を持って注意喚起してください。**
- ・夜間の利用は近隣住民の方にご配慮ください。特に、終了後（午後9時）は速やかにお帰りいただくとともに、大きな声で話したりしないよう、ご注意ください。

(2)グラウンド

- ・グラウンドはスパイク禁止です。（樹脂製ソールのスパイクを除く）
- ・砂場の砂をグラウンド整備に使わないでください。
- ・**グラウンドライン用石灰を自分達のライン引きに入れて持ち帰ることは禁止です。**
- ・**サッカーゴールの移動が必要な場合は、移動時の転倒防止、仮置き時の事故防止に注意し、再設置時は必ず元の場所に戻すとともに、転倒防止金具の確認をしてください。**
※南小学校・梨の木小学校はサッカーゴールの移動は禁止です。
- ・フェンス際でのボールの使用およびフェンスを受球用として使用することは禁止です。特に、南小学校を始めとしたグラウンドと住宅地や道路が近接する場所においては、近隣の方へのご迷惑となりますので、フェンス際ではボールを絶対に使用しないでください。
- ・梨の木小学校グラウンドの表土には、特殊な砂が使用してあります。積雪時には除雪をしないで雪が自然に融けるまでグラウンドを使用しないでください。
- ・南小学校夜間照明のコインは必要分のみご購入ください。

(3)体育館・柔剣道場

- ・室内でシューズを使用する場合は、室内専用シューズを必ず持参してください。学校の下駄箱に置いてあるシューズ・スリッパは、使用できません。
- ・梨の木小学校、竹の山小学校、北中学校のバスケットゴールは高さ変更できます。その他の学校はできません。移動させる際は、無理やり動かしたりして破損させることがないように十分ご注意ください。
- ・**放送室、ステージなどは使用できません。**
- ・体育館・柔剣道場内で飲食をすることはできません。（必要な水分補給をする場合を除きます）
- ・体育器具庫内で遊ばないでください。
- ・持込みのデジタルタイマー、持込みの扇風機については、コンセントの使用が可能です。その他、携帯電話やゲーム機等の充電、ボールの電動空気入れ等についてはコンセントを使用できません。また、使用中に故障したものについては、いかなる理由であっても賠償しません。
- ・床材が剥がれる可能性があるため、ラインテープ等の利用はできません。
- ・梨の木小学校体育館2階の窓は排煙窓になっており、換気のための窓ではありませんので開けないでください。換気の際は1階のドアを開けて行ってください。

・西中学校のグラウンド及びテニスコートの利用時に、他団体での体育館の利用が無い場合、管理指導員待機場所は柔剣道場になります。また、トイレは柔剣道場のものをご利用ください。

(4)無断キャンセルおよびマナー違反

本ご利用のしおりに記載された注意事項等を遵守されない団体に対しては、下記のように取り扱います。

1 回目 代表者への注意

2 回目 代表者への注意 （翌月から1ヵ月間の利用停止）

3 回目 代表者への警告 （翌月から3ヵ月間利用停止）

4 回目 1年間の登録取り消し

ただし、特に利用状況等が悪い団体については、上記にかかわらず団体登録を取り消すなどの措置を講じる場合があります。なお、登録を取り消された団体にメンバー登録があった方は、取り消されてから1年以内に他の団体への登録（新規団体登録及び既存団体の登録変更を含む）はできません。

5 その他

(1)災害時の対応について

暴風・暴風雪・大雨特別警報が発令されている場合、利用開始時間2時間前までに解除されない場合、施設は利用できません。

また、利用時間中に警報が発令される可能性が高い場合や警報が発令された場合は、施設を避難場所として使用する可能性があるため、**施設利用を中止して速やかにお帰りください**。ただし、帰宅が困難または危険と認められるときは、安全が確保できるまでそのまま待機しててください。

警報等が発令されていなくても、台風の接近が予想される場合や、冬季の積雪により道路の凍結が予想される場合など、天候不良により施設に集まるのが危険であると判断した場合は、利用を中止してください。（各団体の判断で構いません。翌開庁日に学び支援課までご連絡ください。振替対応とします。）

(2)緊急時の使用について

南海トラフ地震に関連する情報（臨時）発表時は、解除されるまで施設の利用はできません。また施設利用中に注意情報が表された場合は、施設を避難場所として使用する可能性があるため、利用を中止し、身の安全を確保してください。

情報が発表された後、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が相対的に高まった状態ではなくなったと評価された場合は、施設の利用はできますが、携帯ラジオなど情報収集ができる手段を準備していることを条件とします。施設利用中は常に情報収集に努めると共に、速やかに利用中止できるよう準備しておいてください。

(3)他団体との合同利用について

他団体と合同で利用する場合は、現地で学校施設利用申請書及び報告書等に必要事項を記入してください。基本的な使用上のルールについては、通常利用時と同様です。合同利用において、学校活動へ支障が出る行為

や、近隣の迷惑となる行為があった場合、利用状況が悪い場合は合同利用を禁止とします。
学校や近隣の方からも理解が得られるようなご利用をお願いします。

合同利用時のルールとしては下記のとおりです。

- ① 合同利用を行う他団体と使用上の注意事項、駐車場位置、駐車台数等を共有し、厳守してください。
特に駐車場については、定められた駐車場以外には絶対に駐車しないでください。また、駐車台数が少ない学校や、付近の道路が狭い学校については特にご注意ください。
なお、別団体が同じ学校の別施設を使う場合があります。お互いに気持ちよく利用できるよう駐車台数を守ってください。
- ② 当日の責任は利用予約団体が負うものとします。
施設や備品、ごみの片付けなど予約団体が責任を持って管理してください。
利用状況が悪い場合は予約団体へ罰則を課します。(14 ページ参照)
- ③ 梨の木小学校は通常利用と同様に野球、ソフトボールでの利用は禁止です。
また、学校によって合同利用ができないと判断した場合は当該学校での合同利用を禁止させていただくことがあります。
- ④ 合同利用の回数は下記の通りとしてください。
1 団体につき月に 3 回とします(同日に連続した時間帯の利用をする場合、1 回とみなします)。
予約団体のみに回数を加算します。
また、複数登録をしても 1 団体とします。
- ⑤ 大会、カップ戦は禁止です。
学校施設を使用する事業になります。事業の趣旨をご理解いただいた上でご利用ください。(p.1 参照)

(4)令和 8 年度 抽選会日程および会場について

日 付	抽選会場
令和 8 年 4 月 13 日(月)	グラウンド:スポーツセンター第 3 競技場 体育館:スポーツセンター第 2 競技場
令和 8 年 5 月 18 日(月)	グラウンド:スポーツセンター第 3 競技場 体育館:スポーツセンター第 2 競技場
令和 8 年 6 月 15 日(月)	グラウンド:スポーツセンター第 3 競技場 体育館:スポーツセンター第 2 競技場
令和 8 年 7 月 13 日(月)	グラウンド:スポーツセンター第 3 競技場 体育館:スポーツセンター第 2 競技場
令和 8 年 8 月 17 日(月)	グラウンド:スポーツセンター第 3 競技場 体育館:スポーツセンター第 2 競技場
令和 8 年 9 月 14 日(月)	グラウンド:スポーツセンター第 3 競技場 体育館:スポーツセンター第 2 競技場
令和 8 年 10 月 19 日(月)	グラウンド:スポーツセンター第 3 競技場 体育館:スポーツセンター第 2 競技場
令和 8 年 11 月 16 日(月)	グラウンド:スポーツセンター第 3 競技場 体育館:スポーツセンター第 2 競技場
令和 8 年 12 月 14 日(月)	グラウンド:スポーツセンター第 3 競技場 体育館:スポーツセンター第 2 競技場
令和 9 年 1 月 18 日(月)	グラウンド:スポーツセンター第 3 競技場 体育館:スポーツセンター第 2 競技場
令和 9 年 2 月 15 日(月)	グラウンド:スポーツセンター第 3 競技場 体育館:スポーツセンター第 2 競技場
令和 9 年 3 月 15 日(月)	グラウンド:スポーツセンター第 3 競技場 体育館:スポーツセンター第 2 競技場

※抽選会は午前 9 時 15 分より開始いたします。

必ず開始前に受付をお済ませ下さい。

※日程及び会場は都合により変更する場合があります。

(5)よくあるご質問

Q1：雨が降っていますが、利用は出来ますか。

利用当日が雨の場合はグラウンドの利用は出来ません。降雨後の利用については、利用後に現状復旧が出来ることが条件となります。なお、利用の可否については、現地で管理指導員と十分に協議してください。（11 ページ参照）利用開始時間から1時間経過するまでは管理指導員が現地に待機していますが、1時間経過後は不在となるため、雨が上がった場合でもその後の利用は出来ません。

Q2：忘れ物をしたのですが、どうしたらいいですか。

学び支援課までお問い合わせください。学校教育に支障が生じることがありますので、学校には絶対に連絡しないでください。また、利用後は忘れ物がないかを必ず確認し、メンバー内の持ち物ではない忘れ物があった場合には、担当の管理指導員に報告してください。（13 ページ参照）

Q3：施錠されていて現地に入れませんか。

利用開始の15分前を目途に施設の開錠をしますので、その時間まで待機してください。15分前を過ぎても開錠されない場合、市役所宿直室（0561-73-7111）に連絡してください。（11 ページ参照）

Q4：駐車場は何台分利用出来ますか。

別冊の「開放施設の施設図（駐車場の配置等）」に記載されています。なお、駐車場台数には限りがありますので、乗り合わせてお越しください。また、学校関係者や他の利用者、近隣の方の迷惑になるような駐車および違法駐車等は絶対にやめてください。注意・警告・取り消しの対象となりますので、必ずメンバー全員に周知し、利用開始前に各自で確認をしてください。

Q5：試合をしたいのですが、出来ますか。

可能です。詳細は16ページをご確認ください。

合同で利用する団体にも必ず「ご利用のしおり」の内容を共有した上でご利用ください。

Q6：メンバーが増えました。手続きが必要ですか。

変更の手続きが必要となります。メンバーの増加以外にも、メンバーの退会や代表者の変更なども対象となります。（8 ページ参照）

Q7：利用中に備品・設備を破損させてしまいました。

速やかに管理指導員に報告してください。また翌開庁日には学び支援課にも報告をお願いします。場合によっては、書面での報告をお願いすることとなりますので、関係者への間取りは十分に行ってください。報告のない場合は、注意・警告・取り消しの対象となりますので、利用前後にも必ず現地を確認してください。

なお、万一施設を破損および備品を紛失した場合は、賠償の対象となりますので十分ご注意ください。

Q8：飲食は出来ますか。

体育館・柔剣道場は必要な水分補給等を除き、飲食は出来ません。飲食物も含め、ごみが散乱していた場合は、注意・警告・取り消しの対象となりますので、利用前後には必ず確認してください。

Q9：予約の申し込みはインターネットで出来ますか。

インターネットでの予約は出来ません。抽選会への参加もしくは窓口での予約となります。なお、空き状況についてはインターネット（あいち共同型利用システム）で抽選会日の前開庁日から25日午後5時まで確認することが出来ます。（9ページ参照）

Q10：暑いので扇風機を利用したいのですが。

期間限定で学校備品の扇風機を借用することができます。また、持ち込みで使用することも可能です。利用時期については、抽選会等でお知らせします。借用する場合は、破損等に十分注意してください。

Q11：予約のキャンセル分について、振替をしたいのですが。

利用月の前々月分までは振替対応させていただきます。抽選会に参加する場合は予約表と一緒に、キャンセル分を含む許可書を提出していただければ、支払い時には振替分を反映させた許可書を発行しますので、窓口での待ち時間が短縮出来ます。支払い時にお持ちいただいても振替は可能ですが、手続きにお時間をいただきますので、余裕を持ってお越しください。なお、振替は翌年度末までの利用が対象となります。返金を希望される場合は申請期限がありますのでご注意ください。（12ページ参照）

Q12：当日都合が悪くなったので予約をキャンセルしたいのですが。

急遽、当日利用しなくなった場合は、利用予定時間の前までにキャンセルフォームより報告してください。（11ページ参照）

当日の報告がなく、利用が無かった場合には無断キャンセルとなり、注意・警告・取消の対象となりますので、ご注意ください。

また、当日キャンセル分の予約の振替・返金はできません。（12ページ参照）

Q13：利用許可書を失くしてしまいましたが、再発行してもらえますか。

利用許可書の再発行はできません。

予約キャンセル分の振替や利用料の返金の手続きを行う際は、許可書の原本が必要になりますので、失くさないように大切に保管してください。

問合せ先

〒470-0192

日進市蟹甲町池下268番地

日進市教育委員会

生涯学習部学び支援課

TEL 0561-73-4158(直通)

FAX 0561-74-0258

E-MAIL manabi@city.nisshin.lg.jp



令和8年2月5日

このしおりは、日進市ホームページにも掲載されております。